

# DGK 演出契約書

## (制作段階)

事業者番号（ ）、代表を（ ）とする（ ）（以下、“制作社”と表記）と、社団法人韓国映画監督組合の正会員である（ ）（以下、“監督”と表記）は、劇場用長編映画（以下“本件の映画”と表記）の演出にかかわる契約（以下“本契約”と表記）を以下の通り締結する。

### 第1条[契約目的]

本契約は、第2条に明示された劇場用長編映画（以下“本件の映画”とする）の演出に関する制作社と監督の権利、義務および諸般の事項を明確にするために締結するものである。

### 第2条[契約対象]

本契約の対象である本件の映画の概要は、以下の通りである。

- 題名：〇〇〇〇
- 予算：
- 想定上映時間：
- 撮影方式：デジタル/フィルム、3D/2D
- アスペクト比：
- ジャンル
- その他

### 第3条[用語の定義]

本契約において使用される用語の意味は、以下の通りである。

- (1) 演出：企画段階のアイデアが、映画作品という視聴覚的な結果物へと変換される過程において提供される、あらゆる芸術的意見の適用として、映画が完成するまで監督が投与する全ての創作行為。
- (2) 現場編集版：撮影の進行中、撮影当日またはその直後に、撮影の完成度を点検するために編集した映像。

- (3) 1次編集版：撮影終了後、順序の編集のみが成された状態で、最終版確定のために監督による主導的な意見を反映し、編集した結果物。この場合、1次という表現は編集の回数を意味するものではない。
- (4) 最終版：1次編集版の制作後、編集、音響、音楽、アフレコなどを含んだミキシング、必要場合は吹き替えと字幕、特殊効果、他にカラーコレクションの作業など、ポストプロダクションの完了によって劇場上映など商業的な使用が可能となった最終結果物。
- (5) 付加撮影ユニット：監督が直接指揮、監督する演出チームとは分離し、本件の映画の一部を撮影する組織。
- (6) 2次的著作物の権利：本件の映画を翻訳、変形、脚色、映像制作、公演、それ以外の方法で独自に著作物を作成もしくは複製、公演、公衆送信、展示、配布、貸与するために必要な国内のすべての権利。例として、キャラクターの商品化権、他媒体での脚色権、出版物の販売権、リメイクおよびプレストーリー（Prequel）/続編の作成権、公演および展示の制作権、ゲームの版権、商品化（merchandising）権など、本件の映画を基に生産されるすべての著作物にかかわる権利を含む。
- (7) 映画原案（シノプシス）：本件の映画におけるシナリオの基になる文書であり、主題、ジャンル、企画意図、主要登場人物、主要事件、時空間的背景、導入～中間～ラストで構成されるあらすじが項目別に叙述された、著作物として認められる創作物のこと。映画原案（シノプシス）の作成方式は本契約の末尾にある“映画原案（シノプシス）登録様式”に従う。

#### 第4条[契約期間]

- (1) 本契約は、当事者双方が本契約書に署名・捺印した時から効力が発生し、監督と制作会社が第6条と第7条で定めた義務をすべて履行した時に終了する。
- (2) 契約期間は撮影開始および完了時点をそれぞれ基準とし、以下のように区分され、具体的な日程および期間は以下の通りとする。

-撮影の前段階：20\_\_年 \_\_月 ～ 20\_\_年 \_\_月

-撮影段階：20\_\_年 \_\_月 ～ 20\_\_年 \_\_月

-撮影後（最終版の完了）：20\_\_年 \_\_月 ～ 20\_\_年 \_\_月

- (3) 本条第2項において定めた各段階別の日程および期間は、豪雨、豪雪、地震、火災などの気候変化や天変地異、俳優の予定もしくは負傷など、当事者双方が統制不能な事情によって変更、延長することができる。ただし、制作社は段階別の期間満了30日以前に、監督に対し延長に関する必要性を通知し、同意を求めなければならない。

## 第5条[権限の分配]

### (1) 予算と日程

制作社は本件の映画の制作に要する予算と、第4条で定めた期間における詳細な日程を決め、撮影の前段階で監督に知らせなければならない。それ以降に変更が必要となった場合、監督の同意を得なければならない。監督は、予算と詳細な日程およびその変更が不当であると判断した場合、合理的な理由をもって異議を申し立てることができる。監督の異議申し立てが正当なものであるにもかかわらず、監督と制作社が合意できない場合は、当事者双方は本契約を解除することができる。

### (2) シナリオ最終稿の確定

本件の映画のシナリオ最終稿は、撮影を開始する前に制作社と監督の協議により確定し、年月日を明示して、当事者双方が署名する。もし真摯で誠実な協議を経たにもかかわらず合意が成されない場合は、当事者双方は本契約を解除することができる。

### (3) キャスティング

俳優のキャスティングは、制作社と監督の協議によって決定しなければならない。もし真摯で誠実な協議を経たにもかかわらず合意が成されない場合は、制作社の意思に従う。

### (4) スタッフの構成および解雇など

スタッフの雇用、構成および解雇は、制作社と監督の協議によって決定しなければならない。制作社は監督の意思を最大限反映しなければならない。真摯で誠実な協議を経たにもかかわらず、合意が成されない場合は、制作社の意思に従う。

### (5) 場面演出

俳優の台詞および演技の指導、カメラおよび照明の配置と活用、スタッフおよびその他演出にかかわる者の指揮・監督など、本件の映画の場面演出と関連する最終決定の権限は監督にある。

### (6) 付加撮影ユニット

付加撮影ユニット構成の有無、構成および運用内容に関する権限事項は、制作社と監督が合意して決定する。特に映画の主要場面における付加撮影ユニットの撮影は、監督の同意がある場合にのみ可能となる。

#### (7) 撮影分量の確認

制作社と監督は、毎日相互に撮影分量 (dailies) を確認できるようにしなければならない。これは現場編集版を代替することができる。当事者双方の合意によって選ばれた者以外は、撮影分量もしくは現場編集版の試写に参加することができない。撮影分量および現場編集版は撮影計画と技術的問題を確認する用途にのみ使われるべきであり、これに対する意見は制作社のみが監督に提示できる。

### 第6条[監督の義務]

- (1) 監督は第5条第1項に依拠し、制作社が定め監督が同意した予算と日程に従い、撮影およびその前後の段階にわたり韓国映画界で慣例的に行っているすべての労役を誠実に提供しなければならない。その詳細の例示は、以下の通りである。
  - ① 撮影の前段階：監督はスタッフの構成、撮影計画の決定、撮影場所の選定、セット、衣装、音楽など本件の映画の撮影を進めるために必要な諸般の事項に関する意見を提示し、協力する。また、必要な場合はストーリーボードを作るなど、撮影準備にかかわる労役を提供しなければならない
  - ② 撮影段階：監督は撮影開始から終了まで、決められた撮影日程に従って撮影場所に出かけ、俳優およびスタッフに演出の方向性を指示するなど、撮影に関連した労役を提供しなければならない。この時、監督は第5条第1項において定めた予算と日程を遵守しなければならない
  - ③ 撮影後の段階：監督は編集、ダビング、ミキシング、シンクロ、VFX、カラーコレクションなどのポストプロダクションにおける主要作業への意見を提示するなど、関連した労役を提供しなければならない
  - ④ 監督はスライド、予告編、メイキングフィルムなど、本件の映画の国内外におけるマーケティングに必要なメディア素材やDVDなどの映像素材の制作活動に協力しなければならない。インタビュー、舞台挨拶、映画祭への参加など、本件の映画の広報活動への参加を原則とする。広報活動の具体的な内容と範囲については、別途の書面により合意する
- (2) 監督は自身が提供する労役およびその結果物が、著作権、肖像権、プライバシー、名誉など他人の権利を侵害し、それにより制作社が損害賠償義務を負担する事象が生じないようにしなければならない。もしこれと関連して、第三者から異議が申し立てられたり、紛争が起こったりした場合は、監督は制作社がこれを解決できるように積極的に協力しなければならない。最終的に、監督に権利侵害の責任があると確定した場合、監督はその限度内においてすべての責任を負担し、制作社を免責することとする

- (3) 監督は、第4条の期間内において、制作社の同意なしに第三者に労役を提供することにより、本件の映画の制作に支障を招いてはならない。ただし、本件の映画の最終版が確定した後は、監督が第三者に労役を提供することに関して特別な事情がない限りは、制作社は異議を申し立てられない。

## 第7条[制作社の義務]

- (1) 制作社は、本件に関する契約の事実を、契約と同時に（2週間以内）に（社）韓国映画監督組合に告知しなければならない。
- (2) 制作社は、監督に本件の映画に関する労役提供の対価として、演出料（  
）ウォン（別途付加価値税、以下同一/純制作費の1.5%以上）を下記の通り支給しなければならない。
- ① 契 約 金：\_\_\_\_\_ウォン（本契約締結後、2週間以内）
  - ② 中途支払金：\_\_\_\_\_ウォン（撮影開始後、1週間以内）
  - ③ 残 金：\_\_\_\_\_ウォン（撮影終了後、2週間以内）
- (3) 制作社は契約金の支給時に、演出料の総額の1%に相当する金額を社団法人韓国映画監督組合の口座に入金し、残りは監督が指定した口座に入金しなければならない。
- ① 韓国映画監督組合口座：1005-602-233032（ウリ銀行、口座主（社）韓国映画監督組合）
  - ② 監督指定口座：
- (4) 制作社は、第9条第5項に従って監督に再撮影を要請する場合、追加の演出料を支払わなければならない。追加演出料は、すでに撮影した回（日）数と、本条第1項の演出料を基礎とし、別途の書面合意で定める。ただし、演出期間の超過が監督の要求によるものであれば、制作社の追加演出料の支給義務はないものとする。
- (5) 制作社は第4条の期間中に、監督に発生し得る死亡、負傷、その他の事故に備えて、監督を被保険者および受益者とする以下のような内容の24時間担保付一般傷害保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。
- 死亡もしくは後遺障害に対する補償保険金：\_\_\_\_\_ウォン
  - 医療費保障保険金：\_\_\_\_\_ウォン
- (6) 制作社は映画の演出と関連し、韓国映画界で慣例的に求められているすべての人的、物的資源を監督に提供しなければならない。

## 第8条[撮影段階中の修正]

撮影開始後、本件の映画におけるシナリオ最終稿の修正や、既に撮影したものにかかわる再撮影は、当事者双方の合意によってのみ可能となる。ただし、上記の通り、修正は当初に合意した映画の予算、主題および演出の方向性に背かないような範囲内において成されなければならない。

## 第9条[編集権]

- (1) 監督は撮影が終わった本件の映画における編集過程の全般を主管する。監督の関与なしに編集は進められない。
- (2) 1次編集版に関する編集権は監督にあり、1次編集版の編集過程には監督と編集技師、監督が指定した者だけが参加する。
- (3) 監督は本件の映画の撮影終了日から（ ）日以内に1次編集版を完成させ、制作社が閲覧できるようにする。上記の期間内に1次編集版を完成できない場合、当事者双方による合意が別途ない限り、その時点での編集版を1次編集版とみなすこととする。
- (4) 1次編集版は当事者双方の合意によって選定した者だけが閲覧可能であり、監督に対して編集と関連した要求ができる者は制作社に限る。投資者などの第3者により、編集に関連した要求が発生した場合は、制作社がこれを取りまとめて監督に伝えなければならない。
- (5) 制作社は本件の映画の1次編集版を閲覧した後、撮影の完成度や本件の映画の方向性などについて、監督と真摯かつ誠実な協議を経たにもかかわらず合意が成されない場合、特定のシーンやカットの修正、削除、追加および再撮影を要求することができる。制作社の要求に従って追加および再撮影を行う場合、制作社は監督に従前の撮影と同様の状況と条件を用意しなければならない。

## 第10条[最終版の確定など]

- (1) 本件の映画の最終版は、制作社と監督が合意によって確定させる。もし真摯かつ誠実な協議を経たにもかかわらず合意が成されない場合、制作社の意思に従うこととする。
- (2) 制作社と監督の協議によって最終版が確定した後は、監督の同意なしに制作社もしくは第3者が最終版を編集することはできない。

- (3) 本件の映画の最終版を他媒体に変換する場合、制作社は内容、アスペクト比、画質、音質などが最終版と同一性を維持するようしなければならない。技術上の問題などにより同一性の維持が難しい場合は、事前に監督の同意を得なければならない。

#### 第11条[権利の帰属]

- (1) 監督は本件の映画を創作した著作者であり、本条において定める権利の帰属に関する内容は、上記の事実に影響を与えるものではない。
- (2) 本契約において、特別に別途定めた場合を除いては、監督が本件の映画と関連して提供した全ての労役の結果物について、著作財産権および諸般の権利の利用は現行の著作権法に従うものとする。
- (3) 制作社が2次的著作物の作成権を行使するためには、監督と協議しなければならない。対価の程度や支給方式は当事者双方が別途に書面協議によって定める。
- (4) 制作社は本件の映画の広告、広報などのため、監督の名前、声、肖像、フィルムグラフィックなどを使用できる。自伝的な情報を使用する場合、必ず監督の事前同意を得なければならない。
- (5) 制作社が本件の映画のプレストーリー/続編を制作する場合、監督はこれに関して優先的に演出の可否を決定できる権限を持つ。制作社は監督がプレストーリー/続編の演出に対する拒絶の意思を示した場合に限り、第3者と本件の映画のプレストーリー/続編の演出を締結することができる。
- (6) 本件の映画を国内外の映画祭に出品する際、制作社は監督と題名や吹替など外国語翻訳の問題について協議を行う。映画祭の賞金とトロフィーは受賞者に帰属し、受賞者が指定されていない賞金とトロフィーの帰属は、制作社と監督の協議によって決定する。
- (7) 監督が本件の映画を学術、研究など非商業的で個人的な用途に利用しようとする場合、制作社は特別な理由がない限りはこれを許容しなければならない。ただし、監督はその利用を通じて直接的な商業的利益を得てはならない。
- (8) 第15条によって本契約が解除された場合、監督が提供した労役の結果物を制作社が本件の映画に使うためには、必ず監督の事前同意を得なければならない

#### 第12条[収益の配分]

- (1) 制作社は純利益の（\*5%以上 ）%もしくは総収益の（\*2%以上 ）%を監督もしくは監督が指定する第3者に支給しなければならない。ただし、上記金額は投資社により監督もしくは監督が指定する第3者に直接支給できるようにしなければならず、そのために制作社は投資社と締結する投資契約書に下記の第2項、第3項に関する内容を含ませて、投資社が直接支給に関する諸般の事項を明示しなければならない。
- (2) 制作社は下記の精算基準日に、本件の映画の総収益、純利益発生の有無およびその具体的な内訳を確認できる精算書類を、監督もしくは監督が指定する第3者に提供しなければならない。総収益に関する精算資料は投資社から直接提供されなければならない。
  - ① 1次精算：本件の映画の劇場上映終映日から90日以内
  - ② 2次～5次精算：1次精算後、毎四半期の末日
  - ③ 6次～7次精算：5次精算後、毎半期の末日
  - ④ 8次以降の精算：7次精算後、毎会計年度の末日
- (3) 本条第1項において分配を約定した収益は、精算基準日が属する月の翌月末日までに監督に支給できるようにしなければならない。
- (4) 本条第2項とは別に、監督は本件の映画の精算および収益の分配と関連した書類の交付を制作社に要求でき、制作社は上記の要求を受けた日から（ ）日以内に該当の書類を渡さなければならない。
- (5) 第11条第3項および第5項と関連して、本件の映画の2次的著作物に関する権利に起因して収益が発生した場合、制作社は監督に対して本条の第1項とは別途に対価を支給する。具体的な金額および支給時期などは、別途の書面合意によって定める。

### 第13条[クレジット]

- (1) 本件の映画には単独で“監督 ○○○”の形式でクレジットが表記されなければならない。上記のクレジットはその他のクレジットとサイズが同じ、もしくは大きくなければならない。本件の映画が他媒体に変換される際、もしくはポスター、広報物、広告などにも、最終版に準拠した形態とサイズで監督のクレジットが表記されなければならない。
- (2) 本契約が解除された場合や、監督が第6条で定めた義務を履行せず、第3者によって本件の映画が完成した場合には、監督へのクレジット付与の有無およびその内容は双方の合意によって定める。これと関連して、監督はクレジット表記を拒絶することができる。ただし、監督が原案の作成者である場合は、“原案○○○”



と表記される権利は、監督に属する。

#### 第14条[譲渡と委任]

- (1) 制作社は本契約上の地位や権利義務のすべてもしくは一部を第3者に譲渡することができる。制作社は譲渡契約後30日以内に、監督にその事実を内容証明郵便によって通知しなければならない。
- (2) 制作社は監督の同意なく、第3者に本件の映画のすべてもしくは一部の演出を代行させることはできない。
- (3) 監督は第6条の義務履行のため、制作社の同意なく第3者を雇用したり、その労務の提供を第3者に委任したり、請け負わせることはできない。

#### 第15条[契約解除]

- (1) 当事者双方は、合意によって本契約を解除することができる。
- (2) 火災、地震、洪水などの天変地異、戦争およびそれに類する国家的重大事件、法令の制定および改定、演出した映像物の滅失、主要な俳優の事情、主投資者の破産など、当事者双方が統制できない不可抗力的な事象によって本件の映画の制作を継続できない場合、各当事者は本契約を解除できる。
- (3) 制作社に次の各号の事実が発生した場合、監督は別途の催告なしに本契約を解除することができる。
  - ① 発行、裏書、引受もしくは保証した手形や小切手が不渡り処分される場合
  - ② 再生手続き、破産もしくは清算手続きにある場合
  - ③ 仮差押、仮処分、差押、競売申請、滞納処分などを受けて、本契約の履行が不能となる、もしくは不能となる憂慮があると判断される場合
  - ④ 手形交換所で取引停止処分を受けた場合
- (4) 当事者一方の故意もしくは過失によって本契約上の債務を履行しない場合、相手方は具体的な債務不履行の事実と経緯、そして（ ）日に期限を摘示した書類を内容証明郵便で発送し、その履行を催告し、期限内に履行がない際は本契約を解除できる。

- (5) 本契約が解除される場合、演出料の支給および返還は次の各号のとおり定める。
- ① 本条第1項もしくは第2項に従って本契約が解除される場合、監督はその時点で制作社から支給された演出料を返還する必要はなく、制作社はその時まで支給期日が到来していない演出料の支給義務を免ぜられる
  - ② 監督の帰責事由により、本条第4項に従って本契約が解除される場合、監督は本契約の解除日から（ ）日以内に制作社から支給された演出料をすべて返還しなければならない、制作社は残りの演出料の支給義務を免ぜられる
  - ③ 制作社の帰責事由により本条第3項もしくは第4項に従って本契約が解除される場合、監督は制作社から支給された演出料を返還する必要がなく、制作社は本契約の解除日から（ ）日以内に未支給の演出料の全額を監督に支給しなければならない

(6) 本条に従って契約が解除される場合、監督が本件の映画と関連して提供したすべての労役の結果物に対する2次的著作物の作成権は、別途の書面合意に従うものとする。ただし、監督が原案作成者であり、制作社の帰責事由によって本契約が解除された場合は、労務の結果物と2次的著作物の作成権利を制作社と監督が共同で保有する。

(7) 制作社が、監督が撮影を進めた結果物を利用して本件の映画を完成させた場合、本契約の解除とは関係なく、制作社は第12条第1項で定めた金額から、監督が提供した労務の結果物が本件の映画に使用された比率に従って監督に演出料を支給しなければならない。

## 第16条[損害賠償]

故意もしくは過失によって本契約に違反した者は、契約違反によって相手方に発生した一切の財産的、精神的損害を賠償しなければならない。

## 第17条[秘密維持の義務]

当事者双方は相手方の同意なく、本契約の内容および本件の映画に関する秘密情報、本契約の締結および履行過程において得た相手方の営業上もしくは私生活の秘密、独創的なアイデア、その他一切の情報を、第三者に提供、公開、漏洩したり、使用したりすることはできない。

## 第18条[紛争の解決など]

- (1) 本契約に明示されていない事項もしくは本契約の解釈に関する争いがある場合、制作社と監督は大韓民国の法令および韓国映画界の慣例に従い、相互協議を通じてこれを円満に解決するよう努力する。

- (2) 本条第1項の規定にもかかわらず、本契約と関連した紛争が発生した場合、大韓民国の法令をその準拠法とし、( ) 裁判所を専属管轄裁判所とする。
- (3) 本契約および本件の映画と関連して紛争が発生した場合、その理由を問わず、監督は制作社に損害賠償を請求する以外に、本件の映画の制作、配給、上映を中止、制限できる仮処分申請、侵害停止請求などを申し立てないこととする。ただし、制作社が第7条第1項の義務に違反した場合は例外とする。

#### **第19条[通知]**

本契約と関連した当事者に対するすべての通知、同意、要請およびその他の通信は、Eメールを含む書面で行い、本契約書の末尾に記載した住所もしくはEメールで伝えられた意思表示のみを有効とする。

#### **第20条[契約の効力]**

- (1) 本契約の締結以前に成されたすべての口頭もしくは書面合意は、本契約の内容が取って代わるものとする。
- (2) すべての付属合意書は、本契約の一部とみなす。
- (3) 本契約の内容は、当事者双方の記名捺印がある書面によってのみ変更することができる。

#### **第21条[未記載事項]**

本契約書に明示されていない事項については、著作権法、商法などの関連法令および韓国映画界の慣例その他に従うこととする。

制作社と監督は本契約の締結事実を証明するため、契約書2部を作成し、それぞれに署名もしくは捺印したのち、各自1部ずつ保管する。

20\_\_年 \_\_月 \_\_日

制作社[会 社 名]  
[住 所]  
[E メ ー ル]  
[代表理事（者）]

監督 [会 社 名]  
[住 所]  
[E メ ー ル]  
[署名（印）]

(別添)

## 映画原案（シノプシス）登録様式

フォント：ボタン体

文字サイズ：11pt

左/右 余白：0pt

字下げ幅：10pt

行間：160%

分量：A4サイズ20ページ前後（200文字の原稿用紙で120枚前後）

シノプシスの内容：

1. 題名
2. 企画原案者
3. 主題
4. ジャンル
5. 企画意図
6. 主・助演人物の細部描写
7. 主な出来事
8. 時空間的背景
9. 出来事のシーケンス別整理
10. あらすじと結末